

早稲田大学 大学院法学研究科
2023年度 修士課程入学試験問題(国内受験)
【専修科目】

公法学専攻

憲法

次の2問のうち、1問を選択して解答しなさい。

- (1) 「日本国憲法第 81 条を根拠条文に直接最高裁判所に対して国家行為の違憲性を争う訴えを提起することができる」という見解 (①) と、「日本国憲法第 81 条がない場合であっても、裁判所の違憲審査権は憲法解釈により導き出すことができる」という見解 (②) の各々について、その妥当性を論じなさい。
- (2) いわゆる「忘れられる権利」の憲法上の権利としての保障可能性やその理念の実現可能性について、実際の裁判例や具体的事例に触れながら論じなさい。

以上